

社会福祉法人 三重県厚生事業団  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮し、かつ職業生活と家庭生活を両立できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 目標

管理職（副課長以上）について、いずれの性も占める割合が  
40%を下回らない。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年 4月～ 次のことを行います。
  - ・総合的な人材マネジメントシステム構築における課題の改善策に取り組みます。
  - ・次代の幹部養成として、内外で講師ができる職員の育成などに取り組みます。
  - ・更新した「事業団が求める職員像（理想の人材像）」を周知するとともに、同職員像を目指すための研修などに取り組みます。

常勤職員について、年次有給休暇の平均取得日数を歴年10日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年 4月～ 次のことを行います。
  - ・年次有給休暇の取得日数を把握し、取得できていない部署の業務の効率化や人員配置の見直しを行い、計画的に年次有給休暇を取得する体制を作ります。

女性の活躍に関する情報公表

- ・管理職に占める女性の割合 50.0%（28人中14人）  
（令和4年3月現在）
- ・常勤職員について、年次有給休暇の平均取得日数 9.0日  
（令和2年）